

令和8年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

## 【憲 法】

以下は、架空の事案である。

A町は、人口が約4万人の町で、その2割近くが外国人であり、多文化共生で知られている。その背景には、A町に多くの大手自動車関連工場や食品工場があり、深刻な人手不足の折に、その貴重な働き手として約30年前から外国籍の人を積極的に受け入れた事情がある。A町内の様々な外国籍の人のなかで最も多いのは、B国出身者であり、B国籍保持者で20年以上、A町の自動車工場で働いている人も少なくない。A町には、B国語の掲示板や案内も多くあり、町にはB国料理の店、B国の人が多く信仰している宗教の施設などもある。

自動車工場に勤務する日系人でB国籍の親から生まれたXは、A町で生まれ育ち、B国籍で「永住者」の在留資格を保持している。Xは近隣県内の大学を卒業した後、A町職員として働くことになった。というのは、A町は、多文化共生の推進や外国人住民へのサービス向上のために、町職員の採用試験で国籍条項を撤廃し、在留資格を「永住者」や「特別永住者」に限るものの、外国籍でも公務員として採用しているのである。Xは、A町内に住むB国籍の人たちが困っていることを助けたり、B国語しか話せない児童に対する教育支援など、この仕事が天職であると、日本語とB国語を流暢に使い分けながら、日々、熱心に仕事をしていた。

働き始めてから数年後、Xはより仕事の範囲を広げたいと、管理職を目指すことにした。しかし、A町の管理職任用制度には、課長職以上の管理職については、日本国籍を必要とすることから、受験をすることはできなかった。Xは、本件受験拒否について国家賠償法1条1項に基づき、訴訟を提起したいと考えている。

【参考】A町の職員採用試験は日本国籍も外国籍も同じ条件で、教養や適性、面接、作文などで決める。これまでの採用の競争率は10倍前後と高い。採用後、外国籍の職員は、課長職以上の管理職や施設長、町の基本政策に関与する職にはつけない。また、税の賦課や滞納処分、都市計画決定、土地収用、立ち入り検査なども行えない。

問1 Xは、どのような憲法上の主張をすることができるか。(40点)

問2 Xの主張に対する反論を簡単に述べつつ、私見を論ぜよ。(40点)

以 上

【刑 法】

以下の【事例1】から【事例2】までを読んで、後記【設問1】、および【設問2】について答えなさい。

【事例1】

- 1 甲男とA男（共に30歳）は、互いにいがみ合っており、ことある度に口論をし、ときに殴り合いに発展することもあった。
- 2 ある日の深夜、繁華街の外れでたまたま遭遇した両者は、例によって口論となった。頭にきた甲は、Aの顔面を右手拳でしたたかに殴打して転倒させた上に、Aの頭部を踏みつけたり、サッカーボールを蹴るような態勢で思いっきり蹴り上げたりするなどした。これらの一連の暴行（以下、「第1暴行」という。）により、Aは、顔面打撲等の傷害を負った。
- 3 その直後、乙男（32歳）が近くを通りかかった。乙は、Aの一卵性双生児の弟であるBに恨みを持っていたが、Bに兄Aがいることを知らなかったため、倒れていたAをBと誤信し、甲に対し、「俺はそいつには恨みがある。良い機会だから俺にも蹴らせてくれ。」と述べた。甲が「いいぞ。」とこれに応じたことから、甲と乙は、それぞれ倒れていたAの頭部を強く数回踏み付けた後、その場を立ち去った。甲と乙の一連の暴行（以下、「第2暴行」という。）により、Aの上記顔面打撲等を悪化させ、Aをその場で気絶させた。
- 4 Aは、第1暴行、第2暴行により上記傷害のほか、急性硬膜下血腫等の傷害（以下、「本件死因」という。）を負い、上記3の数時間後に病院に搬送されたが、本件死因による急性脳腫脹により死亡した（以下、「本件死亡結果」という。）。なお、甲および乙のいずれも怪我をさせる意思はあったが、死亡させる意思はなかった。また、第1暴行と第2暴行のいずれが本件死因を生じさせたかを知ることができなかったが、いずれの暴行も本件死因を形成しうるものであった。

【設問1】 【事例1】のAの死亡結果に関する甲および乙の罪責について論じなさい。なお、論述においては、（1）「乙は本件死亡結果について罪責を負わない。」とする見解に関する複数の論拠を示しつつ、その見解の当否についても言及すること。

【事例2】（【事例1】の3と4の事実の間に、以下の事実5があったものとする）

- 5 その10分後、ホームレスの丙男（35歳）は、倒れているAを発見し、Aが頭部から血を流して身動きをしていないことから死亡しているものと思い、Aの懐中から財布を抜き取り、1万円札5枚があるのを認めると、自ら費消する意思で5万円を抜き取ってその場から立ち去った。しかし、このとき、Aはまだ生存していた。

【設問2】 【事例2】の丙が5万円を持ち去った行為の罪責について、論じなさい。

以 上